解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

川崎市麻生区上麻生七丁目二〇番一五号

有限会社丸山商事

清算人　大河原妙子

解散公告

当組合は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

岐阜県恵那市山岡町原八三三番地の一

恵南建設業協同組合

代表清算人　安藤　力

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

京都市中京区河原町三条上る下丸屋町四〇七番地の二

株式会社京都音協

代表清算人　細井　康夫

解散公告

当社は、平成二十三年三月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

大阪市東成区玉津二丁目二一番五号

株式会社マル

代表清算人　内垣　充正

解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

北九州市小倉北区篠崎五丁目四二番九号

有限会社高島洋紙店

清算人　小西　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

石川県加賀市山中温泉西桂木町ト五番地一

社団法人山中青年会議所

清算人　前田壮一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

長野県須坂市墨坂四丁目一一番五号

社団法人須坂市有線放送電話協会

代表清算人　鏡味　聖善

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月四日京都市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

京都市中京区寺町通丸太町下る下御霊前町六三三番地青山ビル三階　昭和株式会社京都営業所内

京都市洛北大別当土地区画整理組合

代表清算人　伊藤　良之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

岐阜県各務原市蘇原新生町三丁目一三番地

特定非営利活動法人サポートなごみ

清算人　佐森　毅

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月五日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

京都府福知山市大江町三河四四三番地

社団法人三河明道会

代表清算人　山田　義治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目六番一二号

特定非営利活動法人チャリティー・フォー・チルドレン

代表清算人　松島　章晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

奈良市山町一二三番地の四

特定非営利活動法人咲瑛福祉会

清算人　樋木　茂光

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

福岡県京都郡みやこ町勝山上田九五五番地一

清算法人中山間諫山土地改良区

代表清算人　持永　秀春

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月四日鹿児島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

鹿児島市中央町二三番地二一

中央町２３番街区市街地再開発組合

代表清算人　新福　誠一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

東京都港区西新橋三丁目四番二号

特定非営利活動法人エコリビング推進認証協議会

清算人　植栗　勉

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

東京都葛飾区新小岩二丁目六番二号みはるビル四Ｆ

特定非営利活動法人日本活性化研究所

清算人　貞松　成

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月十九日開催の臨時総会の決議により平成二十三年二月十六日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十八日

京都府綾部市岡町堂ノ前一三番地

岡町生産森林組合

代表清算人　西村　英次